

大雨・台風等における対応指針について（お知らせ）

大雨・台風等による自然災害に対して、生徒の安全を確保するため、次のように対応しますので、ご理解とご協力をお願いします。

基本的な対応

（１）午前６時段階で『**特別警報**』が尾道市を含む地域に発令されている場合

【特別警報＝大雨・暴風・洪水・大雪・波浪・高潮】

⇒ **臨時休業**となります。

（２）午前６時段階で『**警報**』が尾道市を含む地域に発令されている場合

【①尾三地域 ②県南部 ③広島県全域】が該当します。

【警報＝大雨・暴風・洪水・大雪・波浪・高潮】

⇒ **自宅待機** となります。※デリバリー給食停止。

電話の天気予報（１７７）・テレビ・ラジオ・インターネット等の報道等で各自確認してください。（コドモンでのお知らせはありません）

○午前１１時までには警報が解除になった場合

⇒ **登校し、授業をします。**

※コドモンにてお知らせします。

※１１時までは、いつ解除になってもよいように登校準備をしておいてください。

※警報が解除されても気象・交通機関などの状況により、登校が困難な場合は、その旨を電話等で学校に速やかに連絡し、無理をしないでください。

○午前１１時以降も警報が継続している場合

⇒ **臨時休業**となります。コドモンにてお知らせします。

（３）午前６時から始業時までに『**警報**』が発令された場合

⇒ **自宅待機**となります。コドモンにてお知らせします。

※原則「自宅待機」となりますが、『**警報**』発令の時間帯を踏まえて対応します。対応については、コドモンにてお知らせします。

（４）始業時以降に警報が発令された場合

⇒ **学校待機**とし、次の点の協議をします。

○授業打ち切り ○集団下校 ○保護者へ引き渡し

（５）警報が発令はないが、地域的に豪雨になった場合

⇒ 学校長が自宅待機又は臨時休業を判断し、コドモンにてお知らせします。

生徒への指導

（１）自宅待機とは、解除になればすぐに登校できるように、準備をしておくことを意味している。

（２）臨時休業中・自宅待機中 ⇒ 外出しない。家庭で自主学習等を行う。

（３）一斉下校時及び警報が解除の場合

①増水している河川には近づかない。

②高波のおそれのある海岸には近づかない。

③地盤がゆるんでいる箇所には近づかない。

④切れた電線には近づかない。

※ 台風以外での大雨警報・洪水警報への対応は、原則として台風における対応と同じとします。

※ 学校からの連絡は、コドモンにて各自ご確認ください。

【注意】

朝６時の段階で警報が発令されていた場合、デリバリー給食はありません。警報が解除されても、その日は、デリバリー給食はありませんので、お弁当などを持たせてください。